

請願文書表 (令和2年12月定例会)

受理番号	請第2号
受理年月日	令和2年12月3日
件名	高浜原発1・2号機の再稼働中止を求める請願
請願者	舞鶴市字伊佐津158-1 舞鶴地方労働組合協議会 議長 三宅匡氏 ほか2団体
紹介議員	伊田悦子、石束悦子、小杉悦子
要旨	<p>【請願事項】 関西電力と関係機関に対して、高浜原発1・2号機の再稼働中止を求められたい。</p> <p>【請願の趣旨】 高浜原発1・2号機は最初の稼働から40年を超えています。政府は原発の寿命は40年とし、特別の理由があれば1回に限り20年の延長ができるとしてきました。しかし特別の理由も示されないまま、20年の延長が認められ、高浜原発1号機は2021年の3月、2号機は5月に再稼働の準備がすすめられています。</p> <p>原発は老朽化すれば、脆化（ぜいか）、腐食、金属疲労などが進み、危険度が急増することが指摘されています。（※脆化とは、金属やプラスチックなどが展延性や靱性を失い脆く壊れやすくなること。）</p> <p>原子力規制委員会が高浜1・2号機の40年を超える運転を許可したのは2016年です。この認可以降に、関電の原発に関して、蒸気発生器配管の減肉・損傷、再稼働準備中の死亡を含む人身事故、原発関連工事費の不正還流、トラブル、事故、不祥事が頻発しています。いずれも運転認可時には想定されなかったことばかりです。</p> <p>ひとたび事故が発生すれば、その地は人が住めない地域となることは福島県の例で明らかです。おまけに現在コロナ禍にあり、示されている避難計画では対応できないこともあきらかです。</p> <p>このように安全対策が不備なまま、高い危険性をもつ老朽原発の再稼働は、高浜原発から5キロ圏内に位置し30キロ圏内には市の全域が入る舞鶴市として、危険きわまりないことです。再稼働中止を求めるのは当然のことです。</p>
付託委員会	原子力防災・安全等特別委員会